

平成29年（2017年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2017.8.21 調製

平成29年(2017年)第3回町田市議会定例会日程一覧表(案)

※8月21日(月)告示 議案配付 議会運営委員会

※8月23日(水)正午 一般質問通告締切

※8月23日(水)午後2時~午後5時

8月24日(木)午前10時~午後5時 一般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
8	28	月	本会議 議会運営委員会	報告第5号、報告第6号 第61号議案、第62号議案、 第64号議案~第66号議案 第67号議案 第51号議案~第60号議案、 第63号議案、 第68号議案~第73号議案 認定第1号、認定第2号	提案理由説明—質疑—表決 提案理由説明	
	29	火	議案説明会 全員協議会			
	30	水	議案調査			
	31	木	本会議	一般質問		質疑通告締切 午後零時50分
9	1	金	本会議	一般質問		
	2	⊕				
	3	⊕				
	4	月	本会議	一般質問		
	5	火	本会議	一般質問		請願・陳情受付締切 午後5時
	6	水	本会議 議会運営委員会	一般質問		
	7	木	本会議 議会運営委員会	第56号議案~第60号議案、 第63号議案、 第68号議案~第73号議案、 第51号議案~第55号議案 認定第1号、認定第2号 請願及び陳情の付託報告	質疑—付託	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	8	金	常任委員会	総務・健康福祉		
	9	⊕				
	10	⊕				
	11	月	常任委員会	総務・健康福祉		
	12	火	常任委員会	総務・健康福祉(常任委員会予備日)		
	13	水	常任委員会	文教社会・建設		総務常任委員会・健康福祉 常任委員会の決算附帯 意見提出締切 午後零時50分
	14	木	常任委員会	文教社会・建設		
	15	金	常任委員会	総務・健康福祉(意見集約) 文教社会・建設(常任委員会予備日)		
	16	⊕				

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
9	17	㊸			
	18	㊸			
	19	火	議事整理		文教社会常任委員会・建設常任委員会の決算附帯意見提出締切 午後零時50分
	20	水	議事整理		
	21	木	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	
	22	金	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時50分
	23	㊸			
	24	㊸			
	25	月	議事整理		
	26	火	議事整理		
	27	水	議事整理		
	28	木	議事整理		
	29	金	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 議員提出議案 請願及び陳情の付託報告	質疑—表決 提案理由説明—質疑—表決

平成29年第3回定例会は、8月28日（月）に招集され、9月29日（金）までの33日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算5件、条例5件、その他が17件となっています。

予算案は、平成29年度（2017年度）町田市一般会計補正予算（第2号）などが上程されています。条例案は、町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第51号議案 平成29年度（2017年度）町田市一般会計補正予算（第2号）

第52号議案 平成29年度（2017年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

第53号議案 平成29年度（2017年度）町田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第54号議案 平成29年度（2017年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

第55号議案 平成29年度（2017年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第56号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第57号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例

※ 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第58号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

※ 消防団の団員確保を図ることを目的として、団員の任用の要件を改めるとともに、本部補佐を廃止し、副団長を増員することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第59号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

※ 町田第三中学校区に木曽子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。

第60号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

※ 子育て世帯に対する支援を目的として、使用者の資格要件を緩和するため、所要の改正をするものです。

第61号議案 小学校通学路防犯カメラシステム購入

※ 学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全を確保するため、防犯カメラシステム購入に係る物品供給契約を締結するものです。

第62号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入

※ 金森地区で運行している地域コミュニティバスに使用しているバス車両の老朽化に伴い、バス車両を購入するため、物品供給契約を締結するものです。

第63号議案 2017年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事請負契約

※ 防災行政無線設備における子局設備を更新し、無線通信方式のデジタル化を図るとともに市全域における適正配置を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第64号議案 町田市民フォーラム共有床の買入れについて

※ 町田市民フォーラム共有床について、地権者と合意に至った持分について買入れるものです。

第65号議案 土地の買入れについて

※ 町田都市計画公園第5・5・5号野津田公園用地5,635.58㎡を買い入れるものです。

第66号議案 土地の買入れについて

※ 鎌倉街道小野路宿ふるさとの森用地9,440.58㎡を買い入れるものです。

第67号議案 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起について

※ 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起をするものです。

第68号議案 市道路線の認定について

※ 開発行為により築造された道路等を市道に認定するもの（町田910号線その他の合計17路線）です。

第69号議案 市道路線の廃止について

※ 道路として機能のない路線を廃止するもの（南518号線その他の合計3路線）です。

第70号議案 南大谷学童保育クラブの指定管理者の指定について

※ 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、南大谷学童保育クラブの指定管理者を指定するものです。

第71号議案 南大谷子どもクラブの指定管理者の指定について

※ 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、南大谷子どもクラブの指定管理者を指定するものです。

第72号議案 木曽子どもクラブの指定管理者の指定について

※ 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、木曽子どもクラブの指定管理者を指定するものです。

第73号議案 金森市民住宅外1箇所の指定管理者の指定について

※ 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、金森市民住宅及び忠生市民住宅の指定管理者を指定するものです。

【報告承認案件】

報告第5号 管財課車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

※ 2016年10月12日に発生した交通事故における損害賠償額について専決処分の承認を求めるものです。

報告第6号 ごみ収集車両による交通事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

※ 2016年8月27日に発生した交通事故における損害賠償額について専決処分の承認を求めるものです。

【認定】

認定第1号 平成28年度（2016年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

※ 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

認定第2号 平成28年度（2016年度）町田市病院事業会計決算認定について

※ 地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

平成29年度9月補正予算

9月補正予算の概要

9月補正予算では、2018年から2020年までの地域活動や市民活動を盛り上げるため、市民が考える様々な夢やアイデアの実現を目指す「まちだ^{まる}〇ごと大作戦18-20」に係る予算を計上します。

また、副次核である南町田駅周辺地区の賑わいのあるまちづくりのために、2019年秋のまちびらき前の完成を目指し、南町田駅南北自由通路整備事業を前倒して実施します。

さらに、子育て・教育環境のさらなる充実を目指し、あわせて保護者の経済的な負担を軽減するため、小・中学校入学準備金の単価の増額を行うとともに入学準備金の小学校入学前支給を開始します。

そのほか、放課後子ども教室「まちとも」において、活動内容を充実させるための経費を計上します。

一般会計	46億4,982万7千円
特別会計	15億4,240万4千円
計	61億9,223万1千円

補正予算の主な内容

1 賑わいのあるまちづくりのために

・まちだ ^{まる} 〇ごと大作戦18-20事業	600万円
・南町田駅南北自由通路整備事業	3億2,559万円
・商店会ステップアップ応援事業	441万円
・企業等立地奨励事業	249万円

2 子育て・教育環境のさらなる充実を目指して

・小・中学校入学準備金支給事業	3,919万円
・放課後子ども教室「まちとも」充実事業	3,573万円

2017年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分	補正前の額		補 正 額	計		
		構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計	146,462,783	54.6	4,649,827	151,112,610	55.1	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,040,064	19.0	567,069	51,607,133	18.8
	下 水 道 事 業 会 計	12,135,224	4.5	△ 43,059	12,092,165	4.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	32,690,556	12.2	919,793	33,610,349	12.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	10,367,757	3.9	98,601	10,466,358	3.8
	病 院 事 業 会 計	15,458,442	5.8	—	15,458,442	5.6
	収 益 的	14,520,817	5.4	—	14,520,817	5.3
	資 本 的	937,625	0.4	—	937,625	0.3
	小 計	121,692,043	45.4	1,542,404	123,234,447	44.9
合 計	268,154,826	100.0	6,192,231	274,347,057	100.0	

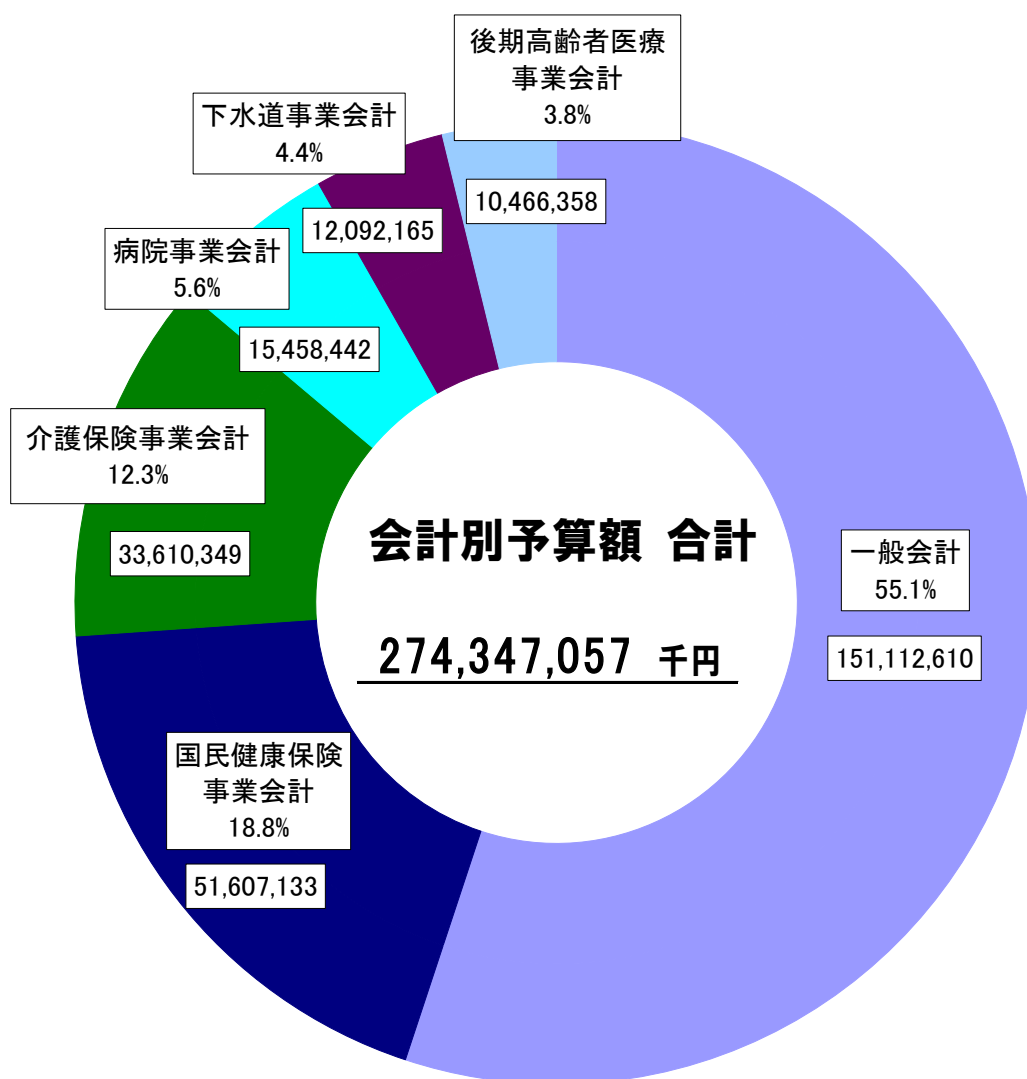
【概要】

- 一般会計の補正額は46億4,982万7千円で、補正後の全会計予算総額2,743億4,705万7千円に対する一般会計の構成比は55.1%です。
- 特別会計の補正は、2016年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上し、補正額は15億4,240万4千円です。

2017年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



2017年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,327,876	46.7	—	68,327,876	45.2
2. 地 方 譲 与 税	678,201	0.5	—	678,201	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	115,000	0.1	—	115,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	—	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	488,900	0.3	—	488,900	0.3
6. 地方消費税交付金	8,436,000	5.8	—	8,436,000	5.6
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	302,001	0.2	—	302,001	0.2
9. 地方特例交付金	308,000	0.2	—	308,000	0.2
10. 地方交付税	340,000	0.2	1,017,494	1,357,494	0.9
11. 交通安全対策特別交付金	53,000	0.0	—	53,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,518,374	1.0	—	1,518,374	1.0
13. 使用料及び手数料	3,463,129	2.4	—	3,463,129	2.3
14. 国庫支出金	26,465,014	18.1	32,268	26,497,282	17.5
15. 都 支 出 金	19,309,755	13.2	29,970	19,339,725	12.8
16. 財 産 収 入	599,045	0.4	—	599,045	0.4
17. 寄 附 金	41,047	0.0	—	41,047	0.0
18. 繰 入 金	6,648,589	4.5	170,893	6,819,482	4.5
19. 繰 越 金	1,000,000	0.7	3,359,335	4,359,335	2.9
20. 諸 収 入	1,423,552	1.0	167	1,423,719	1.0
21. 市 債	6,429,800	4.4	39,700	6,469,500	4.3
歳 入 合 計	146,462,783	100.0	4,649,827	151,112,610	100.0

【概要】

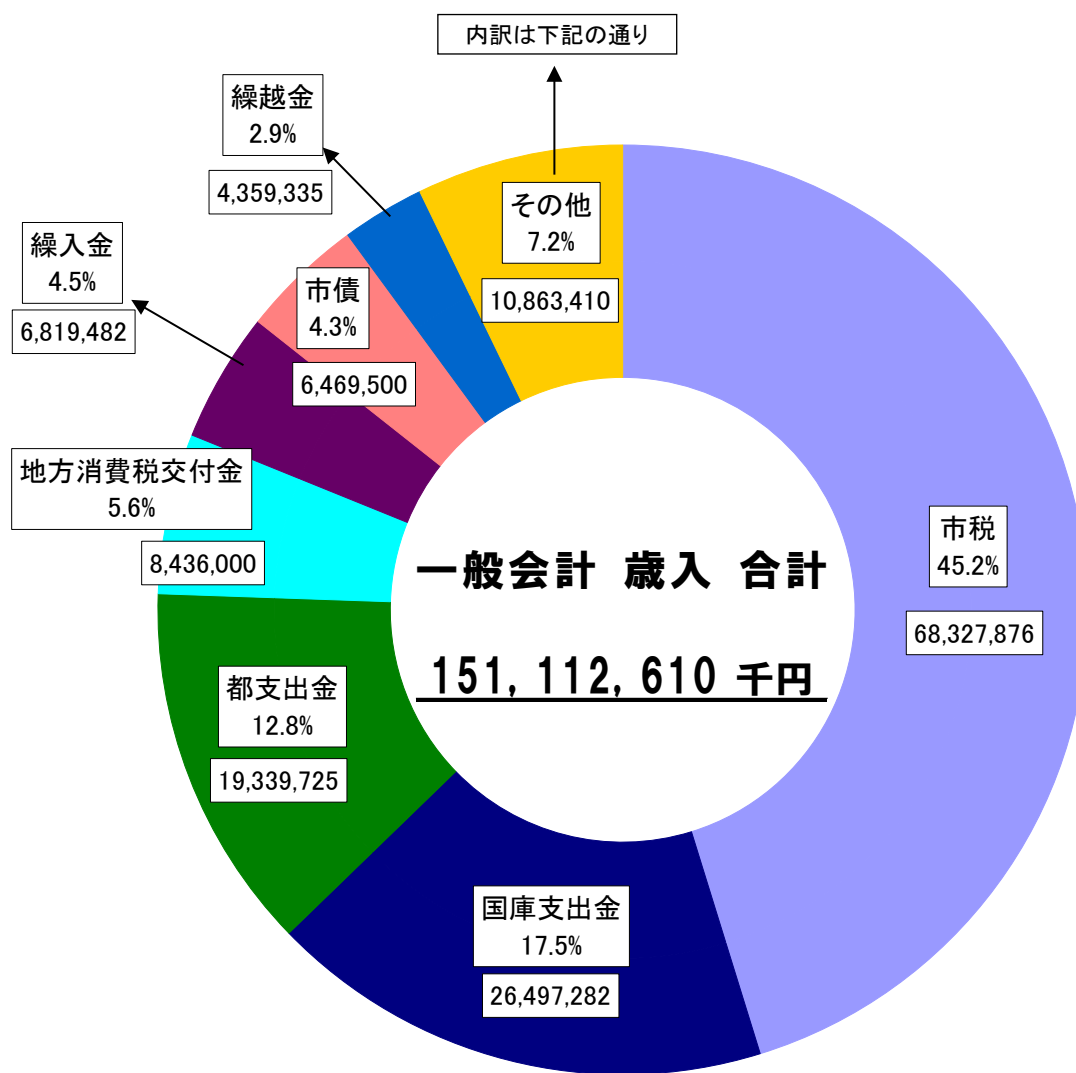
9月補正予算の主なもの

- 款10. 地方交付税 普通交付税 (10.2億円)
- 款14. 国庫支出金 生活保護費負担金 (0.3億円)、社会資本整備総合交付金 (0.1億円)
- 款15. 都支出金 放課後子ども教室一体型推進設備整備費補助金 (0.2億円)
放課後子ども教室推進事業費補助金 (0.1億円)
商店街ステップアップ応援事業費補助金 (0.1億円)
- 款18. 繰入金 介護保険事業会計繰入金 (1.0億円)
後期高齢者医療事業会計繰入金 (0.7億円)
- 款19. 繰越金 前年度繰越金 (33.6億円)
- 款21. 市債 道路整備事業債 (1.2億円)、高齢者福祉施設整備事業債 (△0.7億円)

2017年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,463,129	配当割交付金	475,500
分担金及び負担金	1,518,374	地方特例交付金	308,000
諸収入	1,423,719	自動車取得税交付金	302,001
地方交付税	1,357,494	利子割交付金	115,000
地方譲与税	678,201	交通安全対策特別交付金	53,000
財産収入	599,045	寄附金	41,047
株式等譲渡所得割交付金	488,900	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2017年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	673,936 (0.5%)	△ 15,840	658,096 (0.4%)	—	—	—	—	△ 15,840
2. 総務費	17,383,252 (11.9%)	4,737,419	22,120,671 (14.6%)	—	—	—	—	4,737,419
3. 民生費	76,678,648 (52.4%)	△ 568,113	76,110,535 (50.4%)	94	30,533	△ 74,000	—	△ 524,740
4. 衛生費	14,171,808 (9.7%)	140,191	14,311,999 (9.5%)	—	—	—	—	140,191
5. 労働費	35,422 (0.0%)	—	35,422 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	365,801 (0.2%)	—	365,801 (0.3%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	945,531 (0.6%)	6,979	952,510 (0.6%)	—	4,407	—	83	2,489
8. 土木費	12,783,161 (8.7%)	325,585	13,108,746 (8.7%)	10,812	—	117,200	—	197,573
9. 消防費	5,317,423 (3.6%)	—	5,317,423 (3.5%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	11,472,961 (7.8%)	23,606	11,496,567 (7.6%)	△ 9,942	△ 4,970	△ 3,500	—	42,018
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,534,834 (4.5%)	—	6,534,834 (4.3%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	146,462,783 (100.0%)	4,649,827	151,112,610 (100.0%)	964	29,970	39,700	83	4,579,110

【概要】

9月補正予算の主なもの	
○款1. 議会費	議員報酬 (△0.1億円)
○款2. 総務費	財政調整基金積立金 (46.3億円)、市税過誤納還付金 (1.0億円) まちだ○ごと大作戦18-20事業実施支援委託料 (0.1億円)
○款3. 民生費	国・都支出金返還金 (7.4億円)、ICT機器等備品購入費 (0.2億円) 国民健康保険事業会計繰出金 (△12.1億円) 社会福祉法人悠々会高齢者福祉施設整備費補助金 (△0.9億円)
○款4. 衛生費	廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金 (0.8億円)
○款7. 商工費	商店会巡回相談委託料 (0.1億円)
○款8. 土木費	南町田駅南北自由通路整備工事負担金 (3.3億円)
○款10. 教育費	就学援助費 (0.4億円)
○債務負担行為補正の内容 (期間/限度額/総事業費)	
追加: 社会福祉法人悠々会高齢者福祉施設整備費補助事業 (2017~2039年度/2.3億円/2.7億円)	
清掃工場4号乾式集じん器改修事業 (2017~2018年度/0.7億円/1.1億円)	
企業等立地奨励事業 (2017~2019年度/0.1億円/0.1億円)	

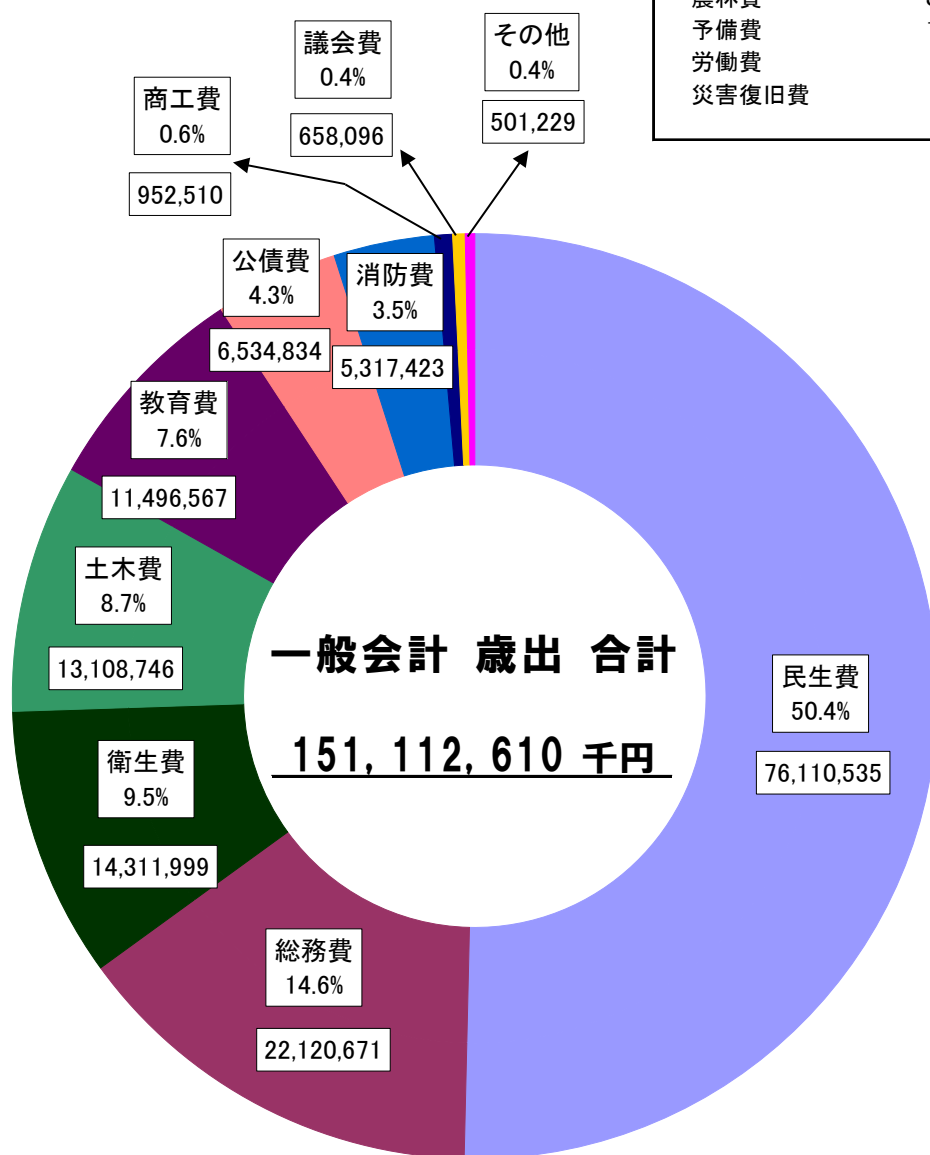
2017年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

＜9月補正後＞

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	365,801
予備費	100,000
労働費	35,422
災害復旧費	6



2017年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,865,181	15.6	△ 14,640	22,850,541	15.1
	職 員 給 与 費	19,336,128	13.2	—	19,336,128	12.8
	特別職給与費等	3,529,053	2.4	△ 14,640	3,514,413	2.3
	扶 助 費	48,780,114	33.3	39,192	48,819,306	32.3
	公 債 費	6,534,833	4.5	—	6,534,833	4.3
	計	78,180,128	53.4	24,552	78,204,680	51.7
投 資 的 経 費		12,280,598	8.4	259,450	12,540,048	8.3
そ の 他 経 費	物 件 費	21,506,375	14.7	47,954	21,554,329	14.3
	維 持 補 修 費	944,137	0.6	—	944,137	0.6
	補 助 費 等	12,613,172	8.6	851,749	13,464,921	8.9
	繰 出 金	18,136,904	12.4	△ 1,246,666	16,890,238	11.2
	出 資 金・貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	2,692,868	1.8	4,712,788	7,405,656	4.9
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	56,002,057	38.2	4,365,825	60,367,882	40.0
歳 出 合 計		146,462,783	100.0	4,649,827	151,112,610	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 人件費 議員報酬 (△0.1億円)
- 扶助費 就学援助費 (0.4億円)
- 投資的経費 南町田駅南北自由通路整備工事負担金 (3.3億円)
社会福祉法人悠々会高齢者福祉施設整備費補助金 (△0.9億円)
- 物件費 ICT機器等備品購入費 (0.2億円)
まちだ〇ごと大作戦18-20事業実施支援委託料 (0.1億円)
商店会巡回相談委託料 (0.1億円)
- 補助費等 国・都支出金返還金 (7.5億円)、市税過誤納還付金 (1.0億円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金 (△12.1億円)
- 積立金 財政調整基金積立金 (46.3億円)

2017年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

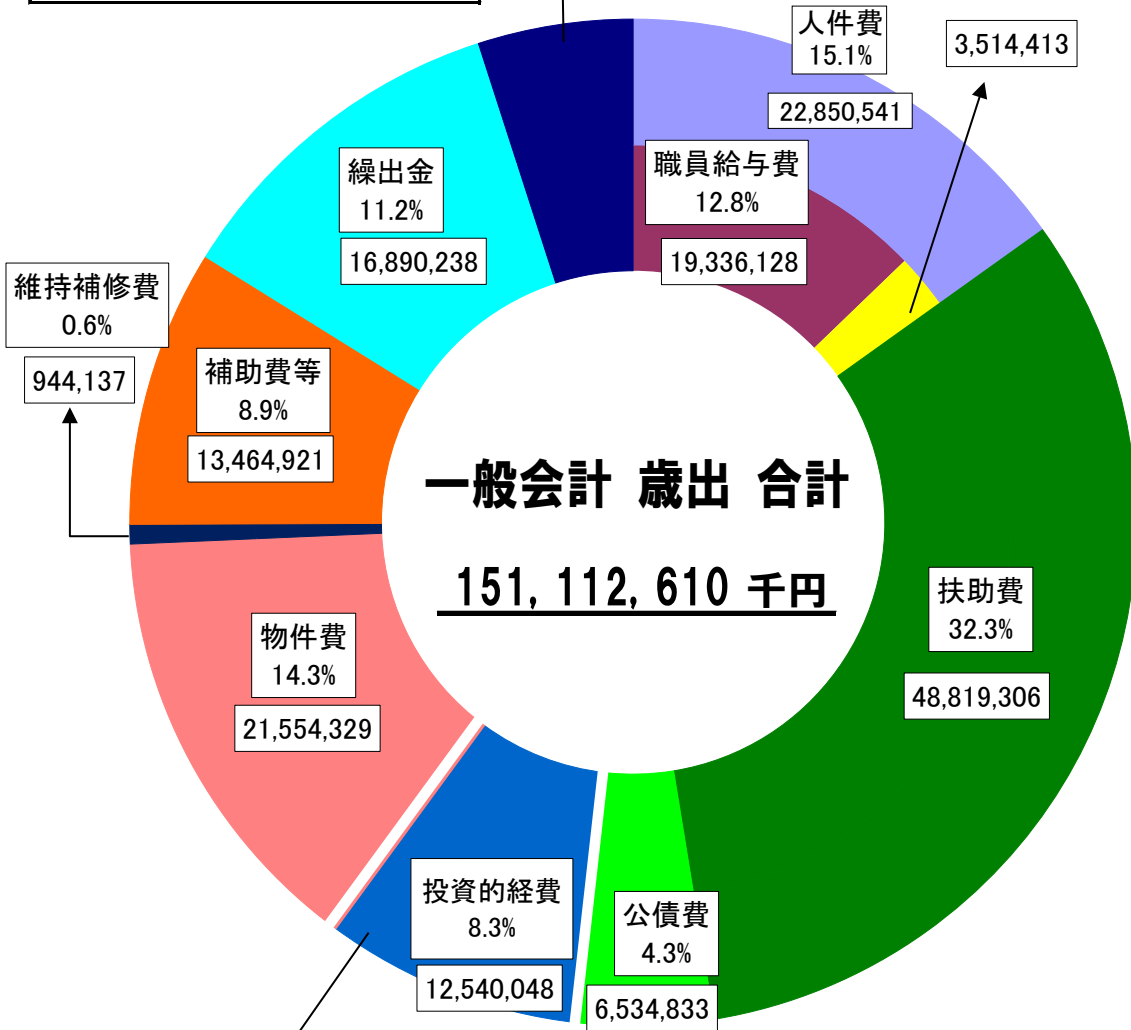
その他の内訳

(単位:千円)

積立金	7,405,656
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000

その他
5.0%
7,514,257

特別職給与費等
2.3%
3,514,413



投資的経費 内訳

総務費	1,960,330	土木費	5,584,470
民生費	1,108,905	消防費	441,386
衛生費	2,344,956	教育費	1,043,362
農林費	45,536	災害復旧費	6
商工費	11,097		

議案概要

議案名	第56号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 番号法を引用する部分の号番号を改めます。○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律第2条及び同法附則第3条			
問合せ先	総務部 市政情報課長 中島	電話	724-8407

議案概要

議案名	第 5 7 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例																																									
<p>【議案提出の目的】 地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ わがまち特例による固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置に関する規定を加えます。 ○ 法人市民税の法人税割の税率に関する規定を改めます。 ○ 軽自動車税の環境性能割に関する規定を加え、現行の軽自動車税の名称を種別割に改めます。 ○ 個人住民税の住宅ローン控除制度の適用期限を 2 年間延長します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年 3 月 31 日公布) ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 28 年 11 月 28 日公布) ○ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年 3 月 31 日公布) <p>【改正により何がかわるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ わがまち特例(地域決定型地方税制特例制度)による固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置に係る割合を次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象資産</th> <th style="text-align: center;">特例割合</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> <td>従前の特例割合から変更はありません。</td> </tr> <tr> <td>企業主導型保育事業の用に供する固定資産</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> <td>2019 年 3 月 31 日までに国の補助を受けたものについて 5 年度分適用します。</td> </tr> <tr> <td>緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地</td> <td style="text-align: center;">3 分の 2</td> <td>2019 年 3 月 31 日までに設置したものについて 3 年度分適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 今回の特例割合は、地方税法に定める参酌基準と同じ割合としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人税割の税率を引き下げます。(2019 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から適用) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象法人</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人</td> <td style="text-align: center;">8.4%</td> <td style="text-align: center;">12.1%</td> </tr> <tr> <td>その他の法人</td> <td style="text-align: center;">6.0%</td> <td style="text-align: center;">9.7%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車取得税(都税)が廃止され、新たに軽自動車税の「環境性能割」が市税に導入されます(2019 年 10 月 1 日以後に取得される軽自動車から適用)。併せて、従前の軽自動車税が軽自動車税の「種別割」に名称変更されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象車(燃費性能)</th> <th style="text-align: center;">環境性能割</th> <th style="text-align: center;">自動車取得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020 年度燃費基準+20%達成車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準+10%達成車</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準達成車</td> <td style="text-align: center;">1%</td> <td style="text-align: center;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>2015 年度燃費基準+10%達成車</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2%</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>2015 年度燃費基準+5%達成車</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td style="text-align: center;">2%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人住民税の住宅ローン控除制度の適用年度を 2029 年度分まで(2019 年 6 月 30 日までに居住開始)から 2031 年度分まで(2021 年 12 月 31 日までに居住開始)に延長します。 				対象資産	特例割合	備考	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	従前の特例割合から変更はありません。	企業主導型保育事業の用に供する固定資産	2 分の 1	2019 年 3 月 31 日までに国の補助を受けたものについて 5 年度分適用します。	緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地	3 分の 2	2019 年 3 月 31 日までに設置したものについて 3 年度分適用します。	対象法人	改正後	改正前	資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	8.4%	12.1%	その他の法人	6.0%	9.7%	対象車(燃費性能)	環境性能割	自動車取得税	2020 年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	2020 年度燃費基準+10%達成車	0.4%	2020 年度燃費基準達成車	1%	0.8%	2015 年度燃費基準+10%達成車	2%	1.2%	2015 年度燃費基準+5%達成車	1.6%	上記以外の軽自動車	2%
対象資産	特例割合	備考																																								
家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2 分の 1	従前の特例割合から変更はありません。																																								
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	2 分の 1	2019 年 3 月 31 日までに国の補助を受けたものについて 5 年度分適用します。																																								
緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地	3 分の 2	2019 年 3 月 31 日までに設置したものについて 3 年度分適用します。																																								
対象法人	改正後	改正前																																								
資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人	8.4%	12.1%																																								
その他の法人	6.0%	9.7%																																								
対象車(燃費性能)	環境性能割	自動車取得税																																								
2020 年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税																																								
2020 年度燃費基準+10%達成車		0.4%																																								
2020 年度燃費基準達成車	1%	0.8%																																								
2015 年度燃費基準+10%達成車	2%	1.2%																																								
2015 年度燃費基準+5%達成車		1.6%																																								
上記以外の軽自動車		2%																																								
問合せ先	財務部 市民税課長 河井 資産税課長 星野	電話	724-3067 724-2119																																							

議案概要

議案名	第58号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例																						
【議案提出の目的】																							
消防団の団員確保を図ることを目的として、団員の任用の要件を改めるとともに、本部補佐を廃止し、副団長を増員することに伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。																							
【議案の内容】																							
○ 町田市消防団の入団資格に関する規定を改めます。（第4条関係）																							
(改正前) ⇒ (改正後) 市内在住 ⇒ 市内在住 又は 市内勤務・在学																							
○ 本部補佐の廃止に伴い、報酬の欄から本部補佐の項目を削り、副団長の報酬金額を改めます。（第12条関係）																							
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"><thead><tr><th colspan="2">(改正前)</th><th></th><th colspan="2">(改正後)</th></tr><tr><th>職名</th><th>報酬額</th><th>→</th><th>職名</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>副団長</td><td>年額 270,000 円</td><td></td><td>副団長</td><td>年額 228,000 円</td></tr><tr><td>本部補佐</td><td>年額 206,000 円</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				(改正前)			(改正後)		職名	報酬額	→	職名	報酬額	副団長	年額 270,000 円		副団長	年額 228,000 円	本部補佐	年額 206,000 円			
(改正前)			(改正後)																				
職名	報酬額	→	職名	報酬額																			
副団長	年額 270,000 円		副団長	年額 228,000 円																			
本部補佐	年額 206,000 円																						
※ 条例改正に合わせて、役員の設定を定めている規則も改正します。改正前の規則では、副団長3名、本部補佐3名と規定していますが、改正後の規則では、本部補佐を削り、副団長を6名にする予定です。																							
【経緯】																							
○ 消防団員数は社会情勢の変化によって全国的に減少傾向であり、町田市消防団も例外ではありません。長期的な地域防災力維持の観点から、団員数の確保とともに、特に若年層の団員を確保することが課題となっています。また、消防団員は、他に仕事をお持ちの方が多く、消防団組織を安定的に長期間維持していくためには、特に消防団の役職に就いた場合の負担の軽減が課題となっています。 これらの課題に対処するため、団員の入団資格要件を緩和するとともに、役職者の負担軽減のため、消防団の代表として公式な会議に出席する際に求められている役職である副団長の職を増員します。また、併せて、これまで町田市独自の役職として置いていた本部補佐の職を廃止し、他自治体と同様の指揮命令系統とすることにしました。																							
問合せ先	防災安全部 防災課長 篠崎		電話 724-3075																				

議案概要

議案名	第59号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

町田第三中学校区に木曽子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 木曽子どもクラブに関する規定を加えます。(別表第1 関係)

町田市子どもセンター条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略	略	略	略	略	略
ク ラ ブ	木曽子ども クラブ	町田市木曽東1 丁目6番40号	ク ラ ブ	略	略

- 施行期日

平成30年1月1日から施行します。

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-4097
------	-------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第60号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 子育て世帯に対する支援を目的として、使用者の資格要件を緩和するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅の入居収入基準における特例の対象となる子育て世帯の入居要件を緩和するため、対象となる子供の年齢を引き上げます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正前 小学校就学の始期に達するまでの者 ・ 改正後 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ○ 2017年12月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅法第23条第1項（入居者資格） 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 住宅課長 窪田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4269</p>

議案概要

議案名		第 6 1 号議案 小学校通学路防犯カメラシステム購入		
【議案提出の目的】				
学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全を確保するため、防犯カメラシステム購入に係る物品供給契約を締結するものです。				
【議案の内容】				
○ 町田市立町田第一小学校をはじめ 15 校の通学路上に設置する防犯カメラシステムを購入するものです。				
・記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 75 台 (1 校あたり 5 台)				
設置小学校 (15 校)	町田第一	町田第二	町田第五	本町田東
	南第三	南第四	成瀬中央	南つくし野
	金井	忠生	忠生第三	山崎
	小山田南	小山ヶ丘	相原	
【議案の法的根拠】				
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号 (財産の取得)				
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項 (議決に付すべき財産の取得の基準)				
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条 (議決に付すべき財産の取得)				
【契約の概要】				
○ 契約目的	小学校通学路防犯カメラシステム購入			
○ 契約方法	条件付一般競争入札			
○ 契約金額	20,250,000 円			
○ 契約相手方	東京都八王子市高倉町 7 番 10 号 株式会社セキュリティハウス西東京 代表取締役 島村 一郎			
○ 履行期限	契約確定の日から 2018 年 3 月 16 日まで			
【過去の実績】				
○ 2014 年度	記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 5 台 購入			
・ 契約金額	1,825,200 円			
○ 2015 年度	記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 55 台 購入			
・ 契約金額	16,810,200 円			
○ 2016 年度	記録一体型屋外用ドーム型防犯カメラ 一式 75 台 購入			
・ 契約金額	22,129,740 円			
【経緯】				
○ 2014 年度から防犯カメラの設置を開始し、2016 年度までに 27 校に設置しました。今回 15 校設置することで全市立小学校 42 校の設置が完了します。				
問合せ先	財務部 契約課長 佐藤 学校教育部 学務課長 峰岸		電話	724-2523 724-2176

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第62号議案 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入</p>		
<p>【議案提出の目的】 金森地区で運行している地域コミュニティバスに使用しているバス車両の老朽化に伴い、バス車両を購入するため、物品供給契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 小型ノンステップバス1台（ディーゼル車、定員36人（乗務員を含む））を購入するものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得） ○ 地方自治法施行令第121条の2第2項（議決に付すべき財産の取得の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議決に付すべき財産の取得）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 町田市地域コミュニティバス運行事業に使用するバスの購入 ○ 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約 ○ 契約金額 20,562,095円 ○ 契約相手方 東京都八王子市左入町52番地 東京日野自動車株式会社 八王子支店 支店長 中村 和兄 ○ 履行期限 契約確定の日から2018年3月16日まで</p> <p>【過去の実績】 ○ 2006年度 小型ノンステップバス（天然ガス車）2台購入 ・契約金額 50,986,509円 ○ 2014年度 小型ノンステップバス（ディーゼル車）1台購入 ・契約金額 20,548,250円 ○ 2016年度 小型ノンステップバス（ディーゼル車）1台購入 ・契約金額 20,158,285円</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 佐藤 都市づくり部 交通事業推進課長 岩岡</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4260</p>

議案概要

議案名	第63号議案 2017年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事請負契約
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

防災行政無線設備における子局設備を更新し、無線通信方式のデジタル化を図るとともに市全域における適正配置を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

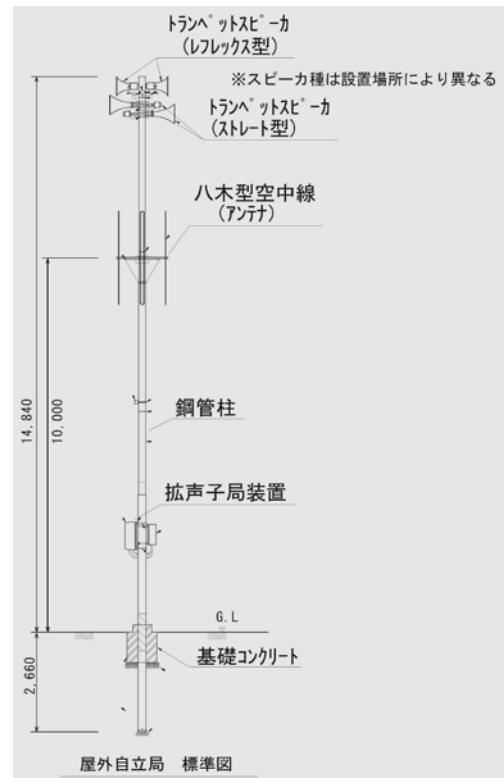
町田市防災行政無線設備（デジタル同報系子局設備）の設置及び既設設備撤去一式並びに戸別受信機の更新をするものです。

・ 子局設備

親局からの操作により、中継局からの電波を受けてスピーカーより拡声します。
 屋外自立局 56局（更新48局、新設8局）
 屋上設置局 9局（更新）

・ 戸別受信機

親局からの操作により、中継局からの電波を受けて戸別受信機本体のスピーカーより拡声します。
 戸別受信機 176機（更新）



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 2017年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 316,440,000円
- 契約相手方 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社 協和エクシオ
代表取締役 小園 文典
- 工期 契約確定の日から2018年3月16日まで

問合せ先	財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 田中		724-1293

議案概要

議案名	第64号議案 町田市民フォーラム共有床の買入れについて
-----	-----------------------------

【議案提出の目的】

町田市民フォーラムの共有床（地上3階・4階部分）のうち、地権者と合意に至った持分についての買入れを行うものです。

【議案の内容】

- 買入れ所在地 町田市原町田四丁目1番1（地番）
サウスフロントタワー町田（RC地上30階／地下3階建て）のうち、町田市民フォーラムの共有床（地上3階・4階部分）の一部
- 買入れ価格合計 708,000,349円（税込）
- 買入れ相手方 3階共有床 地権者2名、4階共有床 地権者2名 合計4名
- 買入れ予定日 2017年8月

	階数	対象面積（各階共有床割合）	買入れ価格（税込）
地権者①	3階	406.70㎡（22.40%）	193,735,823円
地権者②	3階	188.80㎡（10.40%）	89,936,866円
地権者③	4階	639.30㎡（33.38%）	304,537,280円
地権者④	4階	251.47㎡（13.13%）	119,790,380円

※共有床面積合計 3,730.58㎡（3階：1,815.47㎡、4階：1,915.11㎡）

※今回の買入れで、町田市の所有面積は、2,951.13㎡（79.1%）になります。

【議案の法的根拠】

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）

【経緯】

- 1999年の竣工時から地権者と使用賃貸借契約を締結し、3年ごとに賃料改定を行い、現在6期目です。今後、賃貸借契約を継続し、賃借料を支払い続けた場合と買入れを行った場合を比較検討した結果、2033年に経費が逆転するため、合意に至る持分から順次、買入れを行うものです。2010年度の包括外部監査にて、指摘された事項です。



案内図



3階平面図



4階平面図

= 共有部分

問合せ先	市民部 市民協働推進課長 若林	電話	724-4358
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第65号議案 土地の買入れについて
-----	-------------------

【議案提出の目的】

第二次野津田公園整備基本計画において将来像として掲げた「自然の中で楽しむ総合スポーツパーク」を目指して整備するため、町田都市計画公園第5・5・5号野津田公園用地5,635.58㎡を取得するものです。

【議案の内容】

○ 買入れ所在地

- ・町田市小野路町 1206 番 2
 - 同所 1207 番
 - 同所 1208 番 1
 - 同所 1212 番
 - 同所 1213 番
 - 同所 1221 番 2
 - 同所 1221 番 3
 - 同所 1222 番 2
 - 同所 1360 番 1
- (計 9 筆)

○ 買入れ面積 5,635.58㎡

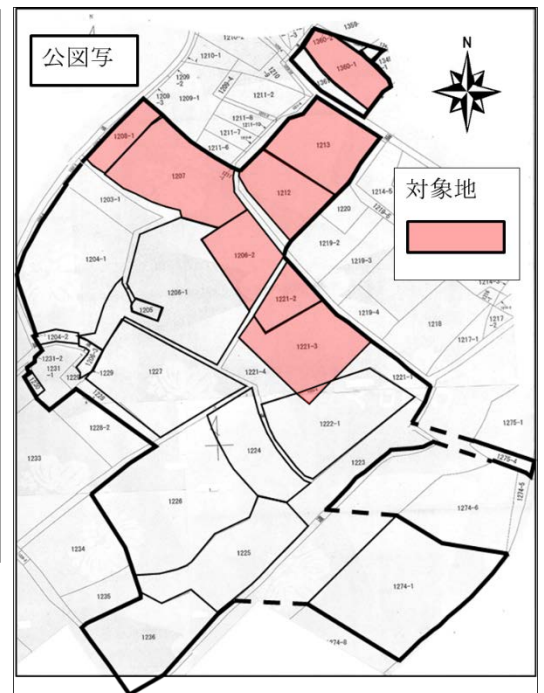
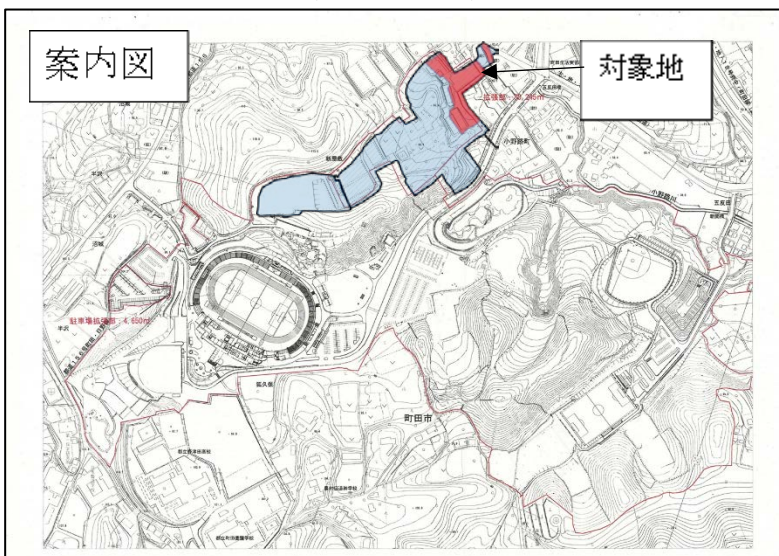
○ 買入れ価格 166,561,463 円

○ 買入れ相手方 千代田区富士見二丁目 13 番 3 号 株式会社KADOKAWA

○ 買入れ予定日 2017 年 10 月

【議案の法的根拠】

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 杉山	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

議案概要

議案名	第66号議案 土地の買入れについて
-----	-------------------

【議案提出の目的】

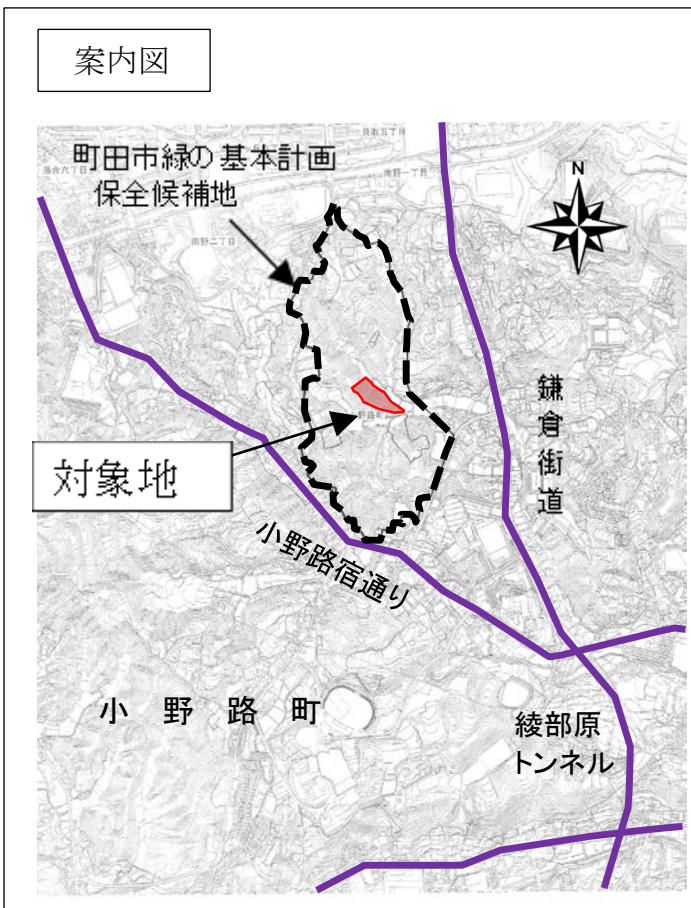
地域に残された貴重な緑を保全するため、鎌倉街道小野路宿ふるさとの森用地 9,440.58 m² を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ所在地
 - ・町田市小野路町 4145 番 1
- 買入れ面積 9,440.58 m²
- 買入れ価格 29,265,798 円
- 買入れ相手方 地権者 2名 (2名共有地)
- 買入れ予定日 2017年9月

【議案の法的根拠】

- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 杉山	電話	724-4397
------	------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第67号議案 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起について</p>		
<p>【議案提出の目的】 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 忠生土地区画整理事業保留地従前地所有者に対し、次の点を求めて、訴えを提起します。 ・ 忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金として9,207,656円の支払</p> <p>【議案の法的根拠・積算根拠】</p> <p>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</p> <p>【経緯】</p> <p>○ 2010年12月7日、忠生土地区画整理事業の保留地において陥没が発生しました。現地を試掘した結果、当該箇所は過去井戸であり、その井戸を埋め戻す際にコンクリートがら等を使用するなど、不適切な工法を行なったため陥没が生じたものと考えられます。当該箇所は、従前地所有者に井戸の埋め戻しを含む整地工事の補償費を市が支払っていたため、陥没箇所の是正工事の対応を要請してきました。しかし、従前地所有者の所在が確知できないことから、市が代理で工事を実施しました。その後2015年5月に従前地所有者を確知できたため、補修工事費及び保留地購入者が土地を使用できなかった期間の土地借上げ費用を請求しましたが、1年以上経過後も納付が無いため、訴訟提起をするものです。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 平本</p>	<p>電話</p>	<p>724-4266</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 6 8 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路及び道路台帳図を作成した道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 910 号線その他の合計 17 路線 総延長 1,103mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 6 9 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 518 号線その他の合計 3 路線 総延長 270mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 水野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第70号議案 南大谷学童保育クラブの指定管理者の指定について									
<p>【議案提出の目的】 南大谷学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 法人名 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 理事長 三階 広明 所在地 町田市中町一丁目 19 番 5 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2018年4月1日から2021年3月31日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">所在地/小学校区</th> <th style="width: 30%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">南大谷学童保育クラブ</td> <td style="text-align: center;">町田市南大谷 811 番地 1</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">245.47 m²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南大谷小学校</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地/小学校区	延床面積	南大谷学童保育クラブ	町田市南大谷 811 番地 1	245.47 m ²	南大谷小学校
名称	所在地/小学校区	延床面積								
南大谷学童保育クラブ	町田市南大谷 811 番地 1	245.47 m ²								
	南大谷小学校									
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定）</p>										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-2182							

議案概要

議案名	第 7 1 号議案 南大谷子どもクラブの指定管理者の指定について								
<p>【議案提出の目的】 南大谷子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 法人名 特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート 理事長 内田 延子 所在地 町田市玉川学園二丁目 3 番 37 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・子どもクラブの事業の実施に関する業務 ・子どもクラブの使用の承認に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2018 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 40%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南大谷子どもクラブ</td> <td style="text-align: center;">町田市南大谷 264 番地</td> <td style="text-align: center;">360.00 m²</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	延床面積	南大谷子どもクラブ	町田市南大谷 264 番地	360.00 m ²
名称	所在地	延床面積							
南大谷子どもクラブ	町田市南大谷 264 番地	360.00 m ²							
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定） ○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定）</p>									
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-4097						

議案概要

議案名	第72号議案 木曾子どもクラブの指定管理者の指定について								
<p>【議案提出の目的】 木曾子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 法人名 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹 所在地 豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・子どもクラブの事業の実施に関する業務 ・子どもクラブの使用の承認に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2018年1月1日から2022年3月31日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">所在地</th> <th style="width: 30%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木曾子どもクラブ</td> <td style="text-align: center;">木曾東一丁目6番40号</td> <td style="text-align: center;">468.77 m²</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	延床面積	木曾子どもクラブ	木曾東一丁目6番40号	468.77 m ²
名称	所在地	延床面積							
木曾子どもクラブ	木曾東一丁目6番40号	468.77 m ²							
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市子どもセンター条例第10条第3項（指定管理者の指定）</p>									
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤	電話	724-4097						

議案概要

議案名	第73号議案 金森市民住宅外1箇所の指定管理者の指定について																				
<p>【議案提出の目的】 金森市民住宅及び忠生市民住宅を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】 市民住宅は、市営住宅（シルバーピア住宅）に入居する高齢者等の自立生活を支援する生活協力員の住戸として、市営住宅と一体で建設したものです。市営住宅は、公営住宅法に基づく管理代行制度により、管理運営を行っておりますが、市民住宅は公営住宅法に基づく住宅ではないため、指定管理者を指定するものです。</p> <p>○ 指定管理者候補者 法人名 東京都住宅供給公社 理事長 安井 順一 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 67 号</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 市民住宅及び共同施設の設備の維持管理に関すること ・ 市民住宅及び共同施設の適正な使用の確保に関すること ・ 駐車場の使用に関すること</p> <p>○ 指定管理期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金森市民住宅（2戸）</th> <th style="text-align: center;">忠生市民住宅（3戸）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">町田市金森東三丁目7番</td> <td style="text-align: center;">町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">敷地の面積</td> <td style="text-align: center;">11,612.11㎡ (金森市営住宅全体敷地面積)</td> <td style="text-align: center;">12,978.65㎡ (忠生市営住宅全体敷地面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の構造</td> <td style="text-align: center;">耐火4階建 (金森市営住宅全体)</td> <td style="text-align: center;">耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の面積</td> <td style="text-align: center;">68.45㎡（1戸あたり）</td> <td style="text-align: center;">65.40㎡（1戸あたり）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の開設年月</td> <td style="text-align: center;">1996年6月</td> <td style="text-align: center;">2001年4月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） ○ 町田市特定公共賃貸住宅条例第34条第3項（指定管理者の指定）</p> <p>【過去の実績】 ○ 東京都住宅供給公社は、2009年4月1日から2013年3月31日までの4年間、及び2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間、指定管理者として指定されております。 ・ 2016年度指定管理委託料：3,803,436円（契約額） ・ 2017年度指定管理委託料：2,874,420円（契約額）</p>				名称	金森市民住宅（2戸）	忠生市民住宅（3戸）	所在地	町田市金森東三丁目7番	町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1	敷地の面積	11,612.11㎡ (金森市営住宅全体敷地面積)	12,978.65㎡ (忠生市営住宅全体敷地面積)	施設の構造	耐火4階建 (金森市営住宅全体)	耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)	施設の面積	68.45㎡（1戸あたり）	65.40㎡（1戸あたり）	施設の開設年月	1996年6月	2001年4月
名称	金森市民住宅（2戸）	忠生市民住宅（3戸）																			
所在地	町田市金森東三丁目7番	町田市忠生一丁目26番地3 忠生一丁目19番地1																			
敷地の面積	11,612.11㎡ (金森市営住宅全体敷地面積)	12,978.65㎡ (忠生市営住宅全体敷地面積)																			
施設の構造	耐火4階建 (金森市営住宅全体)	耐火5階建及び7階建 (忠生市営住宅全体)																			
施設の面積	68.45㎡（1戸あたり）	65.40㎡（1戸あたり）																			
施設の開設年月	1996年6月	2001年4月																			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 窪田	電話	724-4269																		



この冊子は、400部作成し、1部あたりの単価は226円です（職員人件費を含みます）。